

広島県告示第二百六十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

府中市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
令和七年五月二〇日	午前一〇時三〇分～午後四時	府中市役所上下支所
令和七年五月二二日	午前九時三〇分～午後二時三〇分	府中市文化センター
令和七年五月二二日	午前一〇時三〇分～午後四時	府中市文化センター
令和七年五月二三日	午前九時三〇分～午後二時三〇分	府中市文化センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和七年五月二〇日～ 令和八年三月二二日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会